

浜松和地サッカースポーツ少年団 規約

令和2年3月

第1章 総 則

第1条 (名称)

本団は、浜松和地サッカースポーツ少年団 (以下「団」という。) と称する。

第2条 (事務所)

団の事務所は、団長宅に置く。

第3条 (目的)

団員相互の協力により、スポーツを通じ自主性を重んじながら心身を鍛練し、「立派な人間になる基礎」を作ることを目的とする。

第4条 (活動)

団は前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 各種スポーツ活動
- (2) 体力テスト
- (3) レクリエーション活動
- (4) 文化活動
- (5) 奉仕活動
- (6) 他団体との交流
- (7) その他、団の目的達成に必要な活動

第2章 団 員

第5条 (団の構成員)

団員は、原則として和地小学校に在籍する1年生から6年生の児童をもって構成する。

第6条 (団への加入・登録・退団)

団への加入・退団は、団所定の申込用紙(入退団申込書)に団長の承認を得て団員として登録するものとする。

第7条 (登録有効期間)

- ① 団員登録有効期限は、加入の申し込みを受けた日からその年度の末日までとし、年度ごとにこれを更新する。
- ② 入団継続書の提出を以って、翌年度の更新とする。

第8条 (団及び団員の登録)

- ① 団は、第6条に定めるところにより、団員として加入・登録したものは団長、監督、代表指導者、代表審判員と共に、浜松市スポーツ少年団及び静岡県サッカー協会西部支部に登録料を添えて団の登録をするものとする。
- ② 日本サッカー協会選手登録料、スポーツ安全保険料、日本スポーツ少年団選手登録料は団員個人の負担とする。

第3章 役 員

第9条 (役員)

① 団には、次の役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 若干名
- (3) 指導部 若干名
- (4) 審判部 若干名
- (5) 事務局 若干名
- (6) 父母の会 若干名
- (7) 総会計 1名
- (8) 監査役 1名

② 団に顧問、相談役を若干名置くことができる。

③ 役員は、団長及び浜松和地サッカースポーツ少年団父母の会の互選により選出する。但し、立候補は妨げない。

第10条 (職務)

役員職務は次の通りとする。

- (1) 団長は、団を代表し、団務を統括する。
- (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (3) 事務局は、団の事務を担当する。
- (4) 総会計は、団の会計を担当する。
- (5) 監査役は、団の会計を監査する。

第11条 (任期)

① 役員任期は総会の日から翌年の総会の日までとする。但し再任は妨げない。

② 役員に欠員が生じたときは、これを補充する。但しその任期は前任者の残任期間とする。

第4章 指 導 部

第12条 (指導部)

① 団に指導部を設置し、監督・代表指導員・育成強化部長・指導員を置く。

② 監督・代表指導員及び育成強化部長については団長が選出する。

第13条 (職務)

- ① 指導部員は団員に技術的な指導を行う。
- ② 監督は各種試合・練習に係わる全ての権限を有し、代表指導員及び指導員を統括する。
- ③ 代表指導員は監督を補佐する。
- ④ 育成強化部長は代表指導員を補佐する。

第5章 審判部

第14条（審判部）

- ①団に審判部を設置し、審判部長・代表審判員・審判員を置く。
- ②審判部長及び審判員については団長が選出する。

第15条（職務）

- ①審判部員は各種試合の審判にあたるとともに、団員に対してルールの普及・解説を行う。
- ②審判部長は代表審判員及び審判員を統括する。
- ③代表審判員は審判部長を補佐する。

第6章 父母の会

第16条（父母会）

- ①団に浜松和地サッカースポーツ少年団父母の会（以下「父母会」という。）を置く。
- ②父母会については別に定める。

第7章 会計

第17条（会計）

- ①団の会費は、団員の納める団費、日本サッカー協会選手登録料、スポーツ安全保険料、日本スポーツ少年団選手登録料及び父母会で納める会費とする。
- ②団の会計は、会費、寄付金及びその他の収入によって運営する。

第18条（団費）

- ①団費は、役員会でこれを決定する。
- ②団費は、団登録、大会への参加費、研修費等をもってこれに充てるものとする。

第19条（会計年度）

- ①団長は、団の年度予算を作成し、会計年度は卒団式までとする。
- ②予算の余剰金があるときは、次年度へ繰り越すことができるものとする。

第20条（追加徴収金）

- ①団費に不足が生じることが明らかなきは、団費を追加徴収することができるものとする。
- ②徴収額については、役員会でこれを決定する。
- ③遠征に参加する団員は、別に徴収することができるものとする。

第21条（会費の返還）

団を退団したときは、原則会費を返還しないものとする。但し特別な事情があり、団長が認めた場合はこの限りでない。

第8章 会議

第22条（総会）

- ①総会は団長が招集し、その議長となる。
- ②総会は年1回開催し、活動方針及び役員を決定するものとする。
- ③総会は父母会の出席者及び委任状が過半数をもって成立し、可否同数の場合は議長が決定するものとする。

第23条（会議）

団の会議は次のとおりとする。

- (1) 会議はすべて団長が召集し、その議長となる。
- (2) 臨時総会、臨時会議、役員会議は必要に応じて開催されるものとする。
- (3) すべての会議議決は、出席者の過半数をもって成立し、過半同数の場合は議長が決定するものとする。

第24条（規約改正及び解散）

本規約の改正及び団の解散は父母会の3分の2以上の同意を得なければならないものとする。

第9章 補償

第25条（保険加入）

- ①団に登録した団長・団員・指導部員及び審判部員は財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとする。
- ②保険料は団員個人の負担とする。

第26条（補償）

事故のあったときの補償は次のとおりとする。

- (1) 財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」の補償範囲内とする。
- (2) 遠征等の車の事故については、団で補償しない。